

機械・電気設備点検業務共通仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

特記仕様書に記載している事項のほかは、すべて本仕様書による。ただし、業務の性質上、本仕様書に該当しない項目は適用外とする。

2 業務従事者等の配置及び職務

(1) 委託者は、業務担当職員（以下「業務主任」という）を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務主任は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとする。受託者は、委託者から業務の履行に関する改善措置等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。

(2) 受託者は、業務代理人を定め、その経歴を添えて書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

3 契約金額の支払いについて

総価契約の一括払いとし、業務完了後に検査を実施し、合格の場合には全額の請求をすることができる。

4 遵守事項

業務は、設計図書（本共通仕様書・特記仕様書・設計図面・設計内訳書）及び契約書に基づき、業務主任の指示に従って履行しなければならない。

5 打合せ

受託者は、契約後速やかに、業務主任と設計図書に基づき詳細な技術的打合せを行い、これに従って業務を進めるものとする。

6 監督官庁等への諸手続き

法令で定められた各種監督官庁及び関係会社等に対する報告・許認可申請・検査等の手続き及び事務については、業務主任の指示に従い本市名義で受託者が代行するものとする。なお、これに要する費用は、特に別途定めるものを除くほか受託者の負担とする。

7 資格

資格を必要とする業務は、それぞれの資格を有するものが行わなければならない。

8 提出書類

(1) 業務履行前まで

ア 業務代理人指定通知書	1部	□	2枚割印付又は袋とし (労基署印は不要)
イ 業務代理人経歴書	1部		

所定の様式があるので業務主任と打合せること。

(2) 完了時

ア 完了届	1部
イ 各種報告書等	1部

所定の様式があるので業務主任と打合せること。

(3) 随時

ア 業務工程表
イ 業務日報又は、業務旬報
ウ 業務写真
エ 打合せ議事録

業務主任の指示により提出する。様式は業務主任と打ち合わせること。

9 検査及び試験

点検終了後は確実に機器を委託者に引き渡すこと。業務完了時の検査及び試験の要領については業務主任の指示による。また、検査及び試験に要する費用は受託者の負担とする。

10 再委託

受託者は、業務の全部もしくはその主たる部分などを、契約約款の規定により、第三者に委託してはならない。ただし、委託者は、原則、次の（１）（２）の業務を対象となる機器の設計・製造ノウハウを有する製造会社又は、その保守会社に委ねる範囲において、再委託を認めるものとする。

- （１）MLSS計、投込式水位計、電磁流量計などの運転操作に係る重要な計装機器の点検業務
- （２）分解点検・調整又は、プログラム動作確認を必要とするシステム機器の点検業務

なお、再委託に当たっては、事前に、委託者へ再委託依頼書を提出し、承諾を受けなければならない。

第２章 現場業務

１ 業務工程

- （１）各業務の詳細工程は、必要に応じて作成し業務主任の承諾を得るものとする。
- （２）工程表を作成するに当たっては、処理施設等に与える影響を最小限とするよう業務主任と協議する。
- （３）日程及び工程は、天候等の事由により変更することがある。

２ 施設等の使用

- （１）業務履行のために、必要のない施設へ無断で立ち入ってはならない。
- （２）本市の施設・設備を使用する場合は、業務主任の承諾を得て使用することとし、使用中の事故・故障及び使用後の手入れ等は受託者の責任とする。
- （３）受託者は、業務遂行の為に機器を持ち込み使用する場合は、予め種類・台数等を報告し、業務主任の承諾を得るものとする。
- （４）機器等の搬入がある場合は、搬入経路・搬入方法等を業務主任と協議し、承諾を得るものとする。また、搬入に必要な手当て等は受託者の負担とする。

３ 当日業務の報告

- （１）入退庁時の報告を行うものとする。
- （２）当日の業務結果の報告を行うものとする。

４ 立会い

業務履行は、原則として各工程に業務主任の立会い及び検査を必要とする。ただし業務主任の承諾する軽微なものについては省略できる。

５ 不良カ所等の処置

点検により発見された不良カ所等の補修・部品交換については、予め業務主任と協議する。

６ 酸素欠乏の防止

酸素欠乏危険場所で作業する場合は、酸素及び硫化水素濃度測定器・空気呼吸器・非難用具等を備え、換気を行う等の措置を講じ、「酸素欠乏症等防止規則」を遵守するものとする。

７ 安全管理

受託者は、業務従事者の労働安全衛生管理を適切に行わなければならない。また、事故が発生した場合は、すみやかに業務主任に報告するものとする。

８ 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- （１）省資源・省エネルギーの推進
- （２）廃棄物の減量及びリサイクル
- （３）環境汚染の危機管理の徹底
- （４）環境関係法令の遵守
- （５）自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- （６）業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- （７）業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

９ 業務履行に伴い発生する副産物の処置

受託者は、業務の履行に伴って副産物が発生した場合には、これらを分別し、委託者の指定する場所に保管しなければならない。

豊平川中継ポンプ場ほか2施設計装設備点検業務

特記仕様書

1 点検目的

計装設備は、ポンプ場の監視および自動制御を行うために重要な機器であり、計装設備点検を実施することで故障を未然に防止するとともに、信頼性の維持及び後の修繕計画等の指標とするものである。

2 点検場所

- (1) 札幌市下水道河川局事業推進部 豊平川中継ポンプ場
札幌市白石区北郷5条7丁目2番25号
- (2) 札幌市下水道河川局事業推進部 米里中継ポンプ場
札幌市白石区米里2条1丁目1番1号
- (3) 札幌市下水道河川局事業推進部 月寒川雨水ポンプ場
札幌市白石区北郷1条10丁目5番20号
- (4) 札幌市下水道河川局事業推進部 豊平川水再生プラザ
札幌市白石区菊水元町8条3丁目5番1号

3 点検内容

別表1のとおり

4 点検機器名及び数量

別表2-1、2-2、2-3のとおり

5 留意事項

- (1) 点検の期日は、本市職員と打ち合わせの上、実施行程表を提出し承認を得ること。
- (2) 天候その他の事由により、日程を変更することがある。
- (3) 点検内容は別表1によるが、詳細については本市担当職員と打ち合わせを行い承認を得ること。
- (4) 点検終了後すみやかに、点検結果報告書を1部、業務写真1部を提出すること。

点検内容

計器名	摘要	点検内容
投込式水位計	中継箱・電源箱を含む	目視点検・清掃 実圧試験 入出力特性試験
指示計	指示警報計を含む	目視点検 入出力特性試験 アラーム出力確認
変換器	V/I・R/I・V/F・ブースター アイソレーター・ディストリビュータ 電空及び電電ポジショナー セルソシ・タコジェネ変換器	目視点検 入出力特性試験
ワンループコントローラー	デジタルコントローラー	目視点検 表示動作確認 各設定部機能確認 各 SW 機能確認 入出力動作確認 RAM・ROM チェック
設定器		目視点検 スライドワイヤー清掃 手動出力特性試験
警報設定器		目視点検 模擬入力による出力確認
演算器	関数・開平・加減・ リミッタ・スケーラ・システムフィルター 無電圧接点セクタ	目視点検 入出力特性試験 各部設定機能確認
タコジェネレータ		目視点検 零点確認 出力確認
ループ試験		センサー側から信号入力試験 M-A 動作確認

計装点検機器表

豊平川中継ポンプ場

別表2-1

ループ名称	機器名称	メーカー名	型式	台数
流入柵水位	投込式水位計	JFEアドバンテック	SL-180C	1
	指示計	明電舎	DEF-150NT	1
	変換器	JFEアドバンテック	PSB-180A-02	1
	警報設定器	明電舎	MD5305HA	1
	アイソレータ	明電舎	MD3704	1
ポンプ井水位	投込式水位計	JFEアドバンテック	SL-180C	2
	指示計	明電舎	DVF-11C	4
	変換器	JFEアドバンテック	PSB-180A	2
	警報設定器	明電舎	MD5305HA	6
	アイソレータ	明電舎	MD3704	3
電動ポンプ 回転数水位制御	指示計	明電舎	DEF-11C	1
	設定器	明電舎	MD782	1
	変換器	明電舎	MD3721	1
	タコジェネレータ	明電舎	TGA-1AH	1
ガスタービンポンプ 回転数水位制御	指示計	明電舎	DVF-11C	9
	設定器	明電舎	MD782	3
	電電ポジションナ	エム・システム技研	MEX-D-B	3
	アイソレータ	明電舎	MD3704	9
雨水吐出槽水位	投込式水位計	JFEアドバンテック	SL-180C	1
	変換器	JFEアドバンテック	PSB-180A-02	1
	警報設定器	明電舎	MD5305HA	1
	アイソレータ	明電舎	MD3704	1
汚水吐出槽水位	投込式水位計	JFEアドバンテック	SL-180C	1
	変換器	JFEアドバンテック	PSB-180A-02	1
	警報設定器	明電舎	MD5305HA	1
	アイソレータ	明電舎	MD3704	1
ループ試験				1式

計装点検機器表

米里中継ポンプ場

別表2-2

ループ名称	機器名称	メーカー名	型式	台数
流入柵水位	投込式水位計	JFEアドバンテック	SL-600C	1
	指示計	東芝	730010AAAA4	1
	ディストリビュータ	横河電機	MA7-A6-4	1
	アイソレータ	横河電機	VJH1-026-6A60	1
汚水ポンプ井水位	投込式水位計	JFEアドバンテック	SL-600C	2
	ディストリビュータ	横河電機	MA7-A6-4	2
	セレクタ	横河電機	MXT-Z11N-2*B/Z	1
	アイソレータ	横河電機	VJH1-026-6A60	2
	警報設定器	横河電機	MVHK-006-61N0	2
	指示計	東洋計器	DEF-150NT	2
雨水ポンプ井水位	投込式水位計	JFEアドバンテック	SL-600C	2
	ディストリビュータ	横河電機	MA7-A6-4	2
	セレクタ	横河電機	MXT-Z11N-2*B/Z	1
	アイソレータ	横河電機	VJH1-026-6A60	2
	警報設定器	横河電機	MVHK-006-61N0	2
	指示計	東洋計器	DEF-150NT	3
	大型指示計	愛知時計電機	RE01-61	1
ループ試験				1式

計装点検機器表

月寒川雨水ポンプ場

別表2-3

ループ名称	機器名称	メーカー名	型式	台数
ポンプ井水位	投込式水位計	JFEアドバンテック	SL-180C	1
	指示計(プラザ・ポンプ場監視盤、現場盤)	明電舎	DEF-150NT	3
	変換器	JFEアドバンテック	PSB-180A-01	1
	警報設定器	明電舎	MD5305HA	2
	アイソレータ	明電舎	MD3704	4
流入ゲート開度	セルシン変換器	エム・システム技研	JS-1A-B	1
	指示計(プラザ監視盤)	明電舎	DEF-150NT	1
	指示計(ポンプ場監視盤)	明電舎	DVF-8	1
	アイソレータ	明電舎	MD3704	1
No.1ポンプ回転数	ワンループコントローラ	明電舎	FD100-12	1
	タコジェネ変換器	明電舎	MD3728	1
	警報設定器	明電舎	MD5305HA	1
	アイソレータ	明電舎	MD3704	1
No.1エンジン回転数	指示計(プラザ監視盤)	エム・システム技研	49AV2-0W1A-R	1
	指示計(ポンプ場監視盤、現場盤)	明電舎	DVF-8	2
	タコジェネ変換器	明電舎	MD3728	1
	警報設定器	明電舎	MD5305HA	2
	電電ポジショナ	エム・システム技研	MEX-D-B	1
	アイソレータ	明電舎	MD3704	1
No.2ポンプ回転数	ワンループコントローラ	明電舎	FD100-12	1
	タコジェネ変換器	明電舎	MD3728	1
	警報設定器	明電舎	MD5305HA	1
	アイソレータ	明電舎	MD3704	1
No.2エンジン回転数	指示計(プラザ監視盤)	エム・システム技研	49AV2-0W1A-R	1
	指示計(ポンプ場監視盤、現場盤)	明電舎	DVF-8	2
	タコジェネ変換器	明電舎	MD3728	1
	警報設定器	明電舎	MD5305HA	2
	電電ポジショナ	エム・システム技研	MEX-D-B	1
	アイソレータ	明電舎	MD3704	1
バイパスゲート開度	セルシン変換器	エム・システム技研	JS-1A-B	1
	指示計(プラザ監視盤)	明電舎	DEF-150NT	1
	指示計(ポンプ場監視盤)	明電舎	DVF-8	1
吐水槽水位	投込式水位計	JFEアドバンテック	SL-180C	1
	指示計(プラザ監視盤、ポンプ場監視盤)	明電舎	DEF-150NT	2
	変換器	JFEアドバンテック	PSB-180A-01	1
	警報設定器	明電舎	MD5305HA	1
	アイソレータ	明電舎	MD3704	1
ループ試験				1式